

役員等報酬規程

社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び相談役をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

2 法人および施設主催の会議や委員会、法人及び施設が開催する研修会で講師を担った場合は、別表4により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(相談役の出席報酬等)

第5条 相談役が会議に出席したときは、別表5により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(理事長報酬)

第6条 理事長については、法人運営に係る継続的な職務執行の対価として、月額報酬を支給することができる。

2 前項の職務には、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 行政機関その他関係機関との渉外対応
- (2) 事故、苦情その他緊急事案への対応
- (3) 重要文書の確認、発行
- (4) 運営に係る指導及び助言
- (5) その他法人運営上必要な業務

3 理事長報酬の額は、別表6のとおりとする。

4 理事長が理事会等に出席したときは、前条の報酬及び交通費を支給することができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表7により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(慰労金)

第8条 役員が退任したときは、退職慰労金を別表8により支給する。

(適用除外)

第9条 施設等の職員を兼務し、施設から給与を受けている者は、この規程を適用しない。

2 会議・委員会への出席について、他の事業所に勤務（在籍）し、事業所から「出張」として給与及び交通費が支払われている場合の報酬は支払わない。なお、事業所から交通費の支払いがない場合は交通費実費のみを支払う。

(改廃)

第10条 この規程を改正及び廃止しようとする場合は、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2017年（平成29年）4月1日より施行する。

2021年6月19日改正 2021年7月1日施行

2026年6月20日改正 2026年6月21日施行

別表 1

	報酬（日額）	交通費
理事会 理事・監事 出席報酬	5,000円	実費

別表 2

	報酬（日額）	交通費
評議員会 評議員 出席報酬	8,000円	実費

別表 3

	報酬（日額）	交通費
監事 勤務報酬	20,000円	実費

別表 4

	報酬（日額）	交通費
会議・委員会出席報酬	5,000円	実費
講師報酬	10,000円	実費

別表 5

	報酬（日額）	交通費
相談役 出席報酬	10,000円	実費

別表 6

	報酬（月額）
理事長報酬	50,000円

別表 7

宿泊費（日額）	報酬（日額）	旅費・その他
実費 上限12,000円	3,500円（午後出発又は午前帰着の場 合は1,750円）	実費

別表 8

役員就任年数	慰労金
20年以上	150,000円
15年以上	100,000円
10年以上	50,000円
5年以上	30,000円
2年以上	10,000円

※理事長の慰労金は上記金額の2倍とする。